

平成20年度第12回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年9月22日（月）午前10時00分～午前11時35分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 高橋敬一  
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

次長 中尾康師  
任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦  
課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 2名

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について

議案第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3回目）等）の実施について

議案第3号 職員の転任の承認について

議案第4号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第5号 対県五者共闘会議からの要求書に対する回答について

報告第1号 教育委員会からの副校長、主幹教諭の職の設置に伴う給料勧告の依頼について

協議等事項

（1）職員の給与等に関する報告・勧告案概要について

5 会議の公開・非公開

議案第3号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

（1）議案第1号

平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

### ① 試験の概要

#### ア 募集職種・採用予定時期・採用予定者数

試験の区分	採用予定時期	採用予定者数
警察官（男性）	平成21年4月1日	5名程度

#### イ 受験資格

##### (ア) 年齢及び学歴要件

昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの人

##### (イ) 国籍要件

日本国籍を有していること

#### ウ 試験日程

受付期間		平成20年9月26日（金）～10月16日（木）（消印有効） （インターネット受付：9月26日（金）午前0時～10月16日（木）午後12時）
第1次試験	試験日	平成20年11月2日（日）
	試験会場	鳥取会場：県庁会議室 米子会場：西部総合事務所講堂
	試験種目	教養試験（多肢選択式）
	合格者発表	平成20年11月11日（火）（予定）
第2次試験	試験日	平成20年12月1日（月）～3日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表	平成20年12月18日（木）（予定）

(注) 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

### ② 昨年度の試験との主な相違点

年齢要件の下限を撤廃する。

### ③ 広報

平成20年9月26日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

## 【質疑】

### 委員

第2次試験は警察本部に委任しているが、人物試験に人事委員会が立ち会うというのはどういう位置づけか。

### 事務局

第2次試験は警察本部が実施するものだが、人事委員会としても人物試験に立ち会ったり、採用候補者決定についての報告を受けたりして関与しようとするもの。

### 委員

警察官Aは先日採用候補者を発表したところだが、2回目の試験をするというのは、5名不足したということか。

事務局

当初から年2回実施する計画であった。

委員

以前は、予定外に退職が出るなどして、急に追加試験をしていた。

事務局

結果的に追加試験を実施することになるのであれば、当初から年2回実施するとして広報した方がよいということで、現在のような形になっている。

委員

確かに、受験者の立場からすれば、この時期に試験があると分かっていると受験しやすい。

委員

民間であれば既に採用は終わっている時期であり、なかなか受験者はいないだろう。

委員

優秀な人が受験してくれればよいと思う。

## (2) 議案第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3回目）等）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### ① 試験の概要

##### ア 募集職種・採用予定時期・採用予定者数

試験の区分	採用予定時期	採用予定者数
土木	平成21年4月1日	2名程度
薬剤師		2名程度
管理栄養士		1名程度

##### イ 受験資格

###### (ア) 年齢等

土木：a 昭和48年4月2日～昭和62年4月1日生まれの人

b 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（鳥取県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの人

薬剤師、管理栄養士：昭和48年4月2日以降に生まれた人

###### (イ) 資格・免許

薬剤師、管理栄養士はそれぞれ職種に係る免許が必要

###### (ウ) 国籍

外国籍の人は就職活動に制限のない在留資格を取得しているか、平成21年3月31日までに取得見込みであれば受験可能

##### ウ 試験日程

受付期間	平成20年9月26日（金）～10月16日（木）（消印有効）
------	-------------------------------

		(インターネット受付：9月26日(金)午前0時～10月16日(木)午後12時)
第1次試験	試験日	平成20年11月2日(日)
	試験会場	県庁講堂
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査
	合格者発表	平成20年11月11日(火)(予定)
第2次試験	試験日	平成20年12月8日(月)～10日(水)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表	平成20年12月18日(木)(予定)

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

② 広報

平成20年9月26日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質疑】

委員

資格免許職(3回目)というのは、これも当初から年3回実施予定だったのか。

事務局

当初から年3回ということではない。資格免許職というのは採用に当たって資格や免許が必要な職種のこと。6月の大卒程度の試験や9月の高卒程度の試験の際にも資格や免許が必要な職種を募集しており、これらを資格免許職(1回目)、(2回目)として実施した。以前は少人数の専門職等については年度末に資格免許職試験として実施しており、この試験の実施時期が早まり、現在は11月の実施となっている。

(4) 議案第4号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

【説明】

平成20年9月議会に提出された公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

この一部改正については妥当と考え、異議なしとして回答したい。

① 条例案の名称

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

② 改正理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

③ 概要

ア 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、職員を派遣することができる団体(以下「派遣団体」という。)のうち、民法第34条の法人が一般社団

法人又は一般財団法人に改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うほか、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「職員派遣条例」という。）の題名を改める。

イ 社団法人及び財団法人が、平成20年12月1日から5年の間に一般社団法人等に移行することにかんがみ、職員派遣条例中引用している社団法人及び財団法人の名称について所要の規定の整備を行う。

ウ 派遣団体のうち、現在職員を派遣していない次の法人に係る規定を削る。

- (ア) 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- (イ) 財団法人鳥取県体育協会
- (ウ) 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
- (エ) 日本赤十字社

エ 関係条例の一部改正

アに伴い、職員派遣条例の題名を引用している次の条例について所要の規定の整備を行う。

- (ア) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (イ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (ウ) 鳥取県職員定数条例
- (エ) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (オ) 鳥取県警察職員定員条例

④ 施行期日

平成20年12月1日

⑤ 条例案に対する人事委員会の判断

法改正に伴う所要の改正であること及び職務上必要な派遣先の整理を行うものであり、異議はない。

【質 疑】

委 員

条例の題名を改正しようとしているが、公益法人というのが公益的法人に変わるということか。

事務局

そのとおり。

委 員

派遣できる団体を規定するものだと思うが、実際に派遣していない団体を削るというのはどのような理由か。

事務局

実際に職員を派遣するとか派遣しないということについて、議会のチェックを入れるということ。

委 員

今回削った団体にも、また派遣するということになるのではないか。

委 員

派遣が復活する場合には、その時にまた条例改正するのだろうか。

(4) 議案第5号

対県五者共闘会議からの要求書に対する回答について、事務局が説明し、原案を一部修正して決定した。

【説明】

2008年度賃金・労働条件改善に関する要求書回答

要求項目	回答
1 賃金要求について	
(1) 月例給与の改善勧告について	
① 比較対象企業規模を100人以上に戻すこと。	・変更する予定はありません。
② 2008年度の給与改定にあたっては、同一価値労働＝同一賃金および人材確保の観点から国家公務員、他県職員との均衡、県内民間との均衡を実現する給与水準を勧告すること。	・制度の趣旨を踏まえ県民（納税者）の理解が得られるようなものとします。
③ 初任給格付け基準を民間初任給と均衡させること。あわせて在職者調整を実施すること。	・初任給基準は、20年4月に改善し、併せて在職者調整を実施したところ です。
④ 給与水準を左右する職位整備については、労使間協議の進行状況を十分把握し、人事委員会の職責に従い、適切な調査・研究をおこない、助言・指導をおこなうこと。	・職位の設置については、任命権者の権限です。 ・職の設置に際しては、必要な助言を行うとともに職の格付けや級分類を行っています。
⑤ 人材確保が困難となっている高度な資格を要する職種および少数の専門職について、給与水準が事務職と均衡される個別の昇給制度を定めるなどして、早急に賃金水準の改善をおこなうこと。	・獣医師については、初任給調整手当を措置したところ です。手当額は、全国的に見ても高い水準にあり増額は、考えていません。 ・その他のどのような職種で改善の必要があるか具体的に説明していただきたい。
⑥ とりわけ、人材確保が困難となっている獣医師などの職種については、初任給調整額の増額および在職者調整をおこなうこと。	
⑦ 行政職給料表2級および教育職(一)給料表1級、2級の号俸延長をおこなうこと。	・変更する予定はありません。 (定年まで昇給可能です。)
⑧ 教員賃金の見直しや新たな職の設置については、中央教育審議会等での論議(教職調整額義務教育諸学校等教員特別手当の見直し等)に追従することなく、本県における教員の労働実態、必要な人材確保の観点から適切な検討をおこなうとともに、労働組合と十分協議をおこなうこと。	・関係法令に基づき対応します。
⑨ 鳥取県知事部局の教育職給与表適用者の存在を考慮し、教育職給料表統一の場合には給与引下げとしないこと。	・現在の教育職給料表(二)への一本化を検討しています。
(2) 一時金の改善勧告について	
① 比較対象企業規模を100人以上に戻すこと。	・変更する予定はありません。
② 一時金については、同種同等とされる職種比較でのラスパイレース比較方式に改めること。	
③ 地方公務員法14条および2007年度確	・制度の趣旨を踏まえ県民（納税者）の理解が得

定交渉時の労使確認を尊重し、適切な一時金を勧告すること。	られるようなものとします。
④ 勤勉手当への成績率反映ならびに査定昇給については、評価制度および評価結果の実態を調査研究し、適正に運用できるよう指導すること。	・評価制度は、年々精度を増していると考えています。
(3) 手当について ① 通勤手当を増額すること。	・変更する予定はありません。
② 時間外手当を先進諸国で最も用いられている150/100とすること。	
2 労働時間ならびに休暇・休業制度の改善について (1) 所定勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に短縮すること。	・諸般の情勢を検討しています。
(2) ゆとり、豊かな時代にふさわしい個人の価値を尊重する自己啓発・自己実現や社会貢献を促進するための総合的な休業制度を実現すること。	・給与以外の勤務条件は、国・他の都道府県との均衡が原則です。 ・自己啓発休業は制度化されています。
(3) 看護、介護、高齢者部分休業を早期に制度化すること。また、休暇制度活用者の職場に負担がかからないような制度設計をおこなうこと。とくに「子の看護休暇」については、対象年齢、取得要件を拡大し、「子育て休暇」に改編すること。	・看護休暇、介護休暇は、既に制度化されています。 ・高齢者部分休業制度は法制化されているものの、具体的な条例措置の要否につき積極的に勧告の必要性があるのかどうか更に検討が必要です。
(4) 障がい者の雇用拡大、在職者の勤務継続のため、障がい者短時間勤務制度を創設すること。	・今後の研究課題です。
(5) 超過勤務を原則禁止し、真にやむを得ない場合にあっては年間150時間に制限し、その遵守を指導すること。	・時間外勤務の縮減を引き続き求めていきます。
(6) ICカードによって把握されているサービス残業については、労働監督権を行使し完全禁止を指導するとともに、必要な職場については増員をおこなうよう指導すること。	・退庁時間と勤務時間との差は把握しており、必要があれば、法令遵守を求めます。 ・増員については、任命権者と協議してください。
3 男女平等の公務職場の実現について (1) 女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針を参考とし、女性の労働権確立や環境整備等に関する数値目標を含めた積極改善措置（ポジティブ・アクション）を講じること。また、計画等の策定にあたっては当該労働組合との十分な協議を行うこと。	・女性の役付き職員は、増加しています。今後とも女性職員の登用や男女間で差のない人事管理に取り組んでいく必要がありますが、数値に関わりなく適材適所で運用すべきと考えます。
(2) 職業生活と家庭生活との両立支援策を推進すること。とりわけ超勤縮減対策を強力にすすめること。	・任命権者と協議してください。
(3) 長距離通勤を極力少なくするよう指導するとともに、子育て期間にある職員に長距離通勤を課さないこと。	
(4) 女性の労働権確立に向けた休暇制度の拡充や環境整備を指導すること。とりわけ、16週以前の早期流産に対しても妊娠に起因する障害と見なし「妊娠障害休暇」	・給与以外の勤務条件は、国・他の都道府県との均衡が原則です。

を適用すること。	
(5)次世代育成支援対策促進法に基づく「特定事業主行動計画」の着実な実施に向け必要な指導をおこなうこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策に関する行動計画の実施状況を見守っています。</li> <li>・具体的にどのような問題点があるのか、明らかにしてください。</li> </ul>
(6)主任・主査制度廃止に伴う給与引下げを被った女性職員への差別待遇に対し、判例に沿った特段の配慮を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・主査制度廃止に伴う給与引下げに関して、男女別差別がおこなわれたとは認識しておりません。</li> </ul>
4 福利・厚生施策の改善について	
(1)地方公務員法第8条第1項第二号を踏まえて公務員の健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、その施策の拡充に向けた基本計画を策定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理と福利・厚生施策の拡充については、任命権者と協議してください。</li> </ul>
(2)メンタルヘルス対策については、労働安全衛生法に基づく職場衛生委員会の設置および定期開催を指導するとともに長時間労働による健康破壊の予防やメンタルヘルス対策にむけた具体的指針を策定し、各所属に提示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告で述べているところであり、その後の経過等も含めて任命権者と話をすることとしています。</li> </ul>
(3)リハビリテーションなどのための、必要に応じた休暇制度を設けるなど制度面の改善を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与以外の勤務条件は、国・他の都道府県との均衡が原則です。</li> </ul>
(4)鳥取県総務部長通知による労働安全指導の遵守状況を把握し、適切な指導をおこなうこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者の対応を見守ります。</li> </ul>
(5)民間事業所における従業員駐車場の整備状況や実費弁済状況が過去に把握されていることから、公共交通機関が利用できない通勤環境の問題点を調査するとともに、自家用車での駐車場のあり方を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与制度全般の中で検討していく必要があります。</li> </ul>
5 非常勤職員、臨時的任用職員の賃金・労働条件の処遇改善について	
(1)8月26日に人事院事務総長名で発せられた「一般職の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について（通知）」で示された内容を同職務である鳥取県非常勤職員にも適用させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者において整理されたところであり、当面現行の取扱いを変更する必要はないと考えています。</li> </ul>
(2)常態的、継続的に配置されている非常勤職員については、職務の必要性を認め正規職員化すること。 その場合、転職試験などについて研究すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員を配置すべき職については、正規職員とすべきです。 その場合は、採用試験合格者で充当すべきです。</li> </ul>
(3)非常勤職員の職務内容を調査・把握し、適正な職務評価を加えた賃金基準を作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者において適正なものが作成されていると考えています。</li> </ul>
(4)最低賃金を行政職高卒初任給に引き上げること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務内容、県職員との均衡を考慮すべきです。</li> </ul>
(5)一定期間の雇用を前提とする非常勤職員については、任期付職員とし、労働法制を適切に反映させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員とするか、任期付き職員とするかは、任命権者が判断すべき事項です。</li> <li>・任用期間は、基本的に1年以内であり、昇給は想定していません。</li> </ul>
(6)経験年数によって向上する職務遂行能力を適	

切に評価し、上限のない昇給制度を組み入れること。	
(7) 休暇制度及び福利厚生制度についても、正規職員との均衡をはかること。	・現行の特別職非常勤職員・県職員との均衡を考慮していると考えています。
(8) 超過勤務については、実態把握をおこない適切な是正措置を講ずること。	・法律に基づいて措置されるべきです。
(9) 全ての非常勤職員の雇用期間を、更新継続であったとしても5年とすること。	・任用期間は1年が原則です。能力実証・評定を経た上で更新できるものです。
(10) 特別職ではあるが、月17日未満の非常勤職員にも通勤手当を支給すること。	・特別職は、人事委員会の権限外です。
6 その他の労働諸条件の改善に関わる事項について	
(1) 新たな人事評価制度の整備に関わって、中立、公正な人事行政や勤務条件を所管する立場から、制度の公平性などを調査研究し、必要な役割を果たすこと。 また、国の給与決定における審査申立制度の改善措置に対応した措置を講ずること。	・必要な調査、研究は行います。  ・苦情申し立てにかかる制度はあります。
(2) 労働組合専従休職者については、労使対等を定めた労働基準法に従うとともに、民間事業所の実態を適切に調査研究し、公民均衡の観点から復職時復元での不平等措置を早急に廃止すること。	・現行どおり取り扱います。
(3) 公務職場への外国人の採用、障がい者の雇用を促進するため、必要な職場環境の整備をおこなうこと。	・外国人については、ほとんどの職種で受験を認めており、身体障害者を対象とした採用試験も実施しているところであります。
7 勧告に当たっては、労働組合と十分協議すること。	・適宜、意見聴取を行います。

(5) 報告第1号

教育委員会からの副校長、主幹教諭の職の設置に伴う給料勧告の依頼について、事務局が説明した。

【説明】

鳥取県教育委員会として、学校教育法に規定する副校長、主幹教諭の職を平成21年4月1日から公立学校に設置する方向で諸準備を進めるよう方針を決定したので、これらの職に対する適切な処遇を確保するため、必要な勧告を行ってほしいという依頼があったもの。

① 経緯

教育基本法の一部改正（平成18年12月）

「学校教育においては体系的な教育が組織的に行わなければならない」と規定

学校教育法の一部改正（平成19年6月）

「副校長や主幹教諭等を置くことができる」と規定

県教育委員会としての新たな職設置についての検討（平成19年7月～）

・校長会、教頭会等における意見聴取

・先進県視察

平成20年2月県議会・代表質問に対する教育長答弁

・学校現場では様々な課題への迅速な対応が求められており、組織運営体制の充実が必要。

・「副校長」「主幹教諭」については平成21年4月設置の方向で検討中。

- ・新たな職の設置にあたっては、定数の確保、給与などの処遇やメリハリのある給与体系づくりなどが大きな課題であり、関係機関と協議しながら検討が必要。

## ② 職設置（案）

	校種	設置案	配置基準等の考え方	配置校
副校長	小学校	設置しない		
	中学校	平成 21 年 4 月設置	標準法で 2 人の教頭が定数措置される学校に配置	4 校（鳥取南、湖東、桜ヶ丘、後藤ヶ丘）
	高等学校			5 校（鳥東、鳥西、八頭、米東、米西）
	特別支援学校			3 校（白兔養、倉吉養、米子養）
主幹教諭	小学校	設置しない		
	中学校	将来的に設置予定ではあるが、市町村教委との協議が必要なため、平成 21 年 4 月設置は見送り		
	高等学校	平成 21 年 4 月設置	平成 21 年度の収容定員が 720 人以上の学校に 3 人程度配置	8 校（鳥東、鳥西、鳥商、八頭、倉東、米東、米西、境）
	特別支援学校		標準法で 2 人の教頭が定数措置される学校に各 1 人程度配置	3 校（白兔養、倉吉養、米子養）

## ③ 主な職務内容

### 副校長

「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」（学校教育法第 3 7 条第 5 項）  
校長の職務・権限のうち、主に以下の事項を専決できることとする。

校長の職務・権限		副校長の専決事項
項目	法令で規定されている内容	
校務関係	内部管理運営	学校評価実施、学校情報提供、学期指定、休業日指定・変更、臨時休業実施、教頭校務分担、校務分掌決定、職員会議主宰等 ○教職員の事務分担
	教育課程等	教育課程編成、県外校外行事实施等、準教科書・教材継続的使用 ○教育課程編成に係る資料収集 ○教材等の取扱いに関する軽易事項
	生徒指導・管理	学年途中入学許可、生徒懲戒・出席停止、単位習得認定、課程修了認定、卒業証書・修了証授与、入学・留学・休学・退学・復学・転学許可等 ○指導要録の整理 ○生徒の出欠管理 ○学習・生徒指導の軽易事項
所属職員の監督		舎監長・主任等・通信教育指導員等の監督・内申等、出張命令、復命受理、事務引継指定等、勤務時間割振、休憩時間・週休日・代休日指定、職専免・休暇等の承認等 ○出張命令、復命受理 ○休暇等承認 ○定例的な職専免承認 ○教職員からの提出文書受理 ○教職員に係る軽易な報告事項

### 主幹教諭

「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。」（学校教育法第 3 7 条第 9 項）

ア 管理職を補佐し、学校運営に参画

→ 一部の委員会を主宰

イ 担当する校務の取りまとめ、整理（主任を兼務）

ウ 専決事項はないが、軽易な照会、回答、調査及び督促等

エ 教職員評価に関する管理職への助言

## ④ 職設置により期待される効果

#### 副校長

- ・校長の補佐として、学校における組織運営体制や指導体制の強化
- ・校務や教職員の監督等において、定例的事項や軽易な事項を専決  
→ 業務の円滑・迅速な進行

#### 主幹教諭

##### ○学校経営の充実

- ・主幹教諭が学校経営に関する意思決定に関与することにより、  
→ 教職員からのボトムアップによる意見等を踏まえ、一層迅速・的確な判断が可能
- ・主幹教諭が管理職の補佐として、校務分掌間の調整等を行うことにより、  
→ 教職員のリーダーとして、所管する校務分掌の適切な進行管理が可能
- ・主幹教諭が管理職と教職員との調整的役割を果たすことにより、  
→ 学校経営方針等がこれまで以上に教職員に浸透し、組織的な学校経営が可能
- ・新しい教育課題や突発的な問題に対して、  
→ 主幹教諭が教職員との連絡調整を行い、組織的に対応することにより、問題等の早期解決や困難な課題等に長期的展望に立って取り組むことが可能

##### ○教職員の人材育成の充実

- ・教職員の情報を把握し、個々の実態に応じたきめ細かな指導助言を行うことにより、  
→ 教職員による教育活動の充実、教育環境が向上
- ・教職員の学校経営に対する考えや意見が管理職に届きやすくなり、  
→ 学校経営に関する相互の理解が深まることで、教職員の意欲が向上
- ・教職員評価がよりの確に行える

#### 【質 疑】

委 員

今後、給料表を含めて検討が必要である。

委 員

副校長は教頭の上のポストになるのか。

事務局

副校長は校長と教頭の間、主幹教諭は教頭と教諭の間のポストである。モデル給料表では、副校長は教頭と同じ級であり、主幹教諭は教頭と教諭の間に新しい級を1つ追加している。

#### (6) 議案第3号

職員の転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

#### 【説 明】

鳥取県教育委員会から、転任について承認申請があったもの。教育委員会が実施した学芸員の選考試験で合格した者だが、学芸員資格を有していなかったため、学芸員補として採用していた。この度、学芸員の資格を取得したため、学芸員に転任させようとするものである。

#### 【質 疑】

委 員

この転任については発表されるのか。

事務局

おそらく発表は無いと思う。

委 員

資格を取得したから転任させようとしているだけなのに、なぜ非公開なのか。

委 員

人事案件でもあり、承認されない場合も想定されるので非公開なのであろう。

(7) 協議等事項

① 職員の給与等に関する報告・勧告案概要について、事務局が説明し、協議した。

6 次回の人事委員会の開催
---------------

平成20年9月30日(火) 午前10時00分から開催することとした。